

「こども共済事業細則」 新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>（入院及び通院の定義）</p> <p>第 29 条 〔中略〕</p> <p>3 規約第 59 条（災害通院共済金）における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診<u>その他これに類する手段</u>により、<u>診察、投薬、処置、手術その他の治療</u>を医師の<u>指示により</u>受けることをいい、<u>治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの場合は通院には該当しません。</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>（入院及び通院の定義）</p> <p>第29条 〔中略〕</p> <p>3 規約第59条（災害通院共済金）における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診〔挿入〕により、〔挿入〕医師の治療を受けることをいいます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（<u>感染症における事故日の取扱い</u>）</p> <p>第 49 条 <u>規約別表第 2 「不慮の事故等の定義とその範囲」 第 3 項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約及び細則における不慮の事故が発生した日として取扱います。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>（契約者割戻金の割り当て）</p> <p>第 50 条 〔以下略〕</p>	<p>（契約者割戻金の割り当て）</p> <p>第 49 条 〔以下略〕</p>
<p>（契約者割戻金の支払方法）</p> <p>第51条 規約第76条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支払方法につき、当会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、当会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）当会の会員の組合員出資金への振り替え （2）共済掛金振替口座への振込みによる支払い （3）共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い （4）当会の会員に登録している契約者名義の口座への振込みによる支払い （5）第54条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い <p>〔以下略〕</p>	<p>（契約者割戻金の支払方法）</p> <p>第50条 規約第76条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支払方法につき、当会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、当会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）当会の会員の組合員出資金への振り替え （2）共済掛金振替口座への振込みによる支払い （3）共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い （4）当会の会員に登録している契約者名義の口座への振込みによる支払い （5）第53条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い <p>〔以下略〕</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の申込み）</p> <p>第 52 条 〔以下略〕</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の申込み）</p> <p>第 51 条 〔以下略〕</p>

<p>(電磁的方法による共済契約の手続き)</p> <p>第 <u>53</u> 条 [以下略]</p>	<p>(電磁的方法による共済契約の手続き)</p> <p>第 <u>52</u> 条 [以下略]</p>
<p>(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)</p> <p>第 <u>54</u> 条 [以下略]</p>	<p>(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)</p> <p>第 <u>53</u> 条 [以下略]</p>
<p>(重複の回避)</p> <p>第 <u>55</u> 条 第 <u>52</u> 条 (電磁的方法による共済契約の申込み) に定める共済契約の申込みが規約第12条 (共済契約の申込み) 第1項に定める「共済契約申込書」及び第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第 <u>52</u> 条を適用します。</p> <p>2 第 <u>53</u> 条 (電磁的方法による共済契約の手続き) に定める共済契約の手続きが、規約第9条 (共済金受取人) 第5項及び第11条 (共済金受取人の代理人) 第3項に定める「当会の定める所定の書面」ならびに規約第39条 (共済契約者の通知義務) 第1項に定める「所定の書面または当会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第 <u>53</u> 条を適用します。</p>	<p>(重複の回避)</p> <p>第 <u>54</u> 条 第 <u>51</u> 条 (電磁的方法による共済契約の申込み) に定める共済契約の申込みが規約第12条 (共済契約の申込み) 第1項に定める「共済契約申込書」及び第2項に定める「当会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第 <u>51</u> 条を適用します。</p> <p>2 第 <u>52</u> 条 (電磁的方法による共済契約の手続き) に定める共済契約の手続きが、規約第9条 (共済金受取人) 第5項及び第11条 (共済金受取人の代理人) 第3項に定める「当会の定める所定の書面」ならびに規約第39条 (共済契約者の通知義務) 第1項に定める「所定の書面または当会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第 <u>52</u> 条を適用します。</p>
<p>(共同引受制度での適用日の取扱い)</p> <p>第 <u>56</u> 条 [以下略]</p>	<p>(共同引受制度での適用日の取扱い)</p> <p>第 <u>55</u> 条 [以下略]</p>
<p>(改廃)</p> <p>第 <u>57</u> 条 [以下略]</p>	<p>(改廃)</p> <p>第 <u>56</u> 条 [以下略]</p>
<p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>15</u> この細則は2021年1月1日より施行します。</p>	<p>[新設]</p>